

1章 Q&A コーナー

国 = 国税 県 = 県税 市 = 市税

住民税（市民税・県民税）Q&A

住民税 お問い合わせ先 57ページ 各市税事務所市民税課個人市民税班
所得税 お問い合わせ先 59ページ 税務署

1 住民税と所得税のちがいは何？

国 県 市

Q

住民税（個人の市民税・県民税）と所得税は、どちらも所得に対して課税される税金と聞きましたが、どのようなちがいがあるのですか。

A

住民税と所得税の主な相違点は次の表のとおりです。

区 分	住 民 税	所 得 税
課 税 主 体	1月1日現在の住所地の市区町村・都道府県	国
課 税 さ れ る 所 得	前年の所得に対して課税されます。	現年の所得に対して課税されます。
均 等 割	均等割の制度があります。 市民税：3,000円 県民税：1,000円	均等割にあたるものはありません。
税 率	課税所得の大小にかかわらず、 市民税：一律8% 県民税：一律2%	課税所得に応じた7段階の超過累進税率 (5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%)
納 税 の 方 法 (給 与 所 得 者 の 場 合)	毎年6月から翌年5月までの 毎月の給与から天引き（特別 徴収）されます。	毎年1月から12月までの毎月の 給与のほか、ボーナスからも天引き (源泉徴収) されます。
所 得 控 除	34ページ以降をご覧ください。	

※住民税の均等割と併せて森林環境税（国税）1,000円が課税されます。

住民税 お問い合わせ先 57ページ 各市税事務所市民税課個人市民税班

2 今年は働いていないのに住民税の納税通知書が届きましたが、なぜ？

市

Q

私は、令和6年12月に会社を辞め、現在は専業主婦ですが、先日、令和7年度の住民税の納税通知書が届きました。この住民税は納めなければならないのでしょうか。

A

住民税は、前年中の所得に対して課税されます。あなたには、令和6年中に所得がありましたので、令和7年度の住民税が課税されることになります。

3 退職時に納めたのに住民税の納税通知書が届きましたが、なぜ？ 市

Q

私は令和7年1月に会社を退職しました。その後は無職なのですが、6月に住民税の納税通知書が送られてきました。退職したときの給与で住民税を一括で納めたはずなのですが、なぜ納税通知書が送られてきたのですか。

A

令和7年度の住民税は、令和6年中の所得に対して課税され、給与所得者の場合、その税額は、令和7年6月から令和8年5月までの12回に分割して給与から差し引かれます。

つまり、退職時に一括で納めていただいた住民税は、令和5年中の所得に対する令和6年度分（令和7年5月までの徴収分）のもので、6月に送られてきた納税通知書は、令和6年中の所得に対して課税された令和7年度分の住民税の納税通知書ということになります。

4 年の途中で引っ越した場合、住民税はどこに納めるの？ 市

Q

私は稲毛区に住んでいましたが、転勤により、令和7年3月20日に栃木県宇都宮市に引っ越しました。令和7年度の住民税はどこに納めることになるのですか。

A

住民税は、その年の1月1日現在の住所地の市町村で課税されることとなっています。あなたの場合、令和7年1月1日は稲毛区にお住まいでしたので、その後に転出したとしても、令和7年度の住民税は千葉市に納めていただくこととなります。

5 亡くなった家族の住民税はどうなるの？ 市

Q

令和7年2月に私の夫が死亡しましたが、令和7年度の住民税の納税通知書が届きました。この住民税は納めなければならないのでしょうか。

A

住民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。

したがって、令和7年2月にお亡くなりになった場合には、令和7年度の住民税が課税されます。

なお、この住民税については、納税義務が承継された相続人に納めていただくこととなります。

6 いくらまでの収入なら課税されないの？

市

Q

私は主婦で、パート収入以外には収入がありません。私のパート収入がいくらまでであれば、税金が課税されないのでしょうか。

A

住民税は、パートの年間給与収入が100万円以下であれば、かかりません。なお、所得税がかからないのは、103万円以下の場合です。

7 住民税の公的年金からの特別徴収制度って何？

市

Q

住民税の公的年金からの特別徴収制度とはどのようなものですか。また、納める税額はこれまでと変わるのですか。

A

公的年金からの特別徴収制度とは、年金の支払者が、公的年金等に係る住民税及び森林環境税を年金から天引きすることにより、年金受給者の代わりに納税する制度です。納税のために金融機関等に出向く必要がなくなり、年金受給者にとっての利便性が高まることから、平成21年10月から始めました。（森林環境税は令和6年度から開始）

なお、この制度により、税負担が増えるということはありませんので、ご安心ください。

- (1) 今年度より公的年金からの特別徴収となった方、または前年度に税額変更等で特別徴収から普通徴収に切り替わった方

ア 今年度の前半（普通徴収）

公的年金等に係る住民税及び森林環境税の年税額（以下、「公的年金等年税額」という。）の2分の1相当額を1期（6月）・2期（8月）に納付書等により納めていただきます。

イ 今年度の後半（特別徴収）

公的年金等年税額から上述アの税額を差し引いた残額を10月・12月・翌年2月の公的年金から天引きします。

ウ 来年度の前半（仮特別徴収）

今年度の公的年金等年税額の2分の1相当額を翌年4月・6月・8月の公的年金から天引きします。

- (2) 前年度から引き続き公的年金からの特別徴収となる方

ア 今年度の前半（仮特別徴収）

前年度の公的年金等年税額（定額減税の適用前の年税額）の2分の1相当額を4月・6月・8月の公的年金から天引きします。

イ 今年度の後半（特別徴収）

今年度の公的年金等年税額から、上述（2）アの税額を差し引いた残額を10月・12月・翌年2月の公的年金から天引きします。

ウ 来年度の前半（仮特別徴収）

上述（1）ウと同様に公的年金から天引きします。

8 公的年金からの特別徴収、給与からの特別徴収及び普通徴収の併用徴収って何？

市

Q

私は66歳で、公的年金等収入以外に給与収入及び不動産収入があります。住民税はどのように納付することになりますか。

A

下記の(1)～(4)のいずれかの方法により、住民税を納付していただくこととなります。なお、年金特別徴収の対象とならなかった場合は(5)～(7)のいずれかの方法によります。

- (1) 年金特別徴収(新規)、給与特別徴収及び普通徴収の併用徴収
(所得税確定申告等で「自分で納付」を選択した場合のみ)
- (2) 年金特別徴収(新規)及び給与特別徴収の併用徴収、
または年金特別徴収(新規)及び普通徴収の併用徴収
- (3) 年金特別徴収(継続)、給与特別徴収及び普通徴収の併用徴収
- (4) 年金特別徴収(継続)及び給与特別徴収の併用徴収、
または年金特別徴収(継続)及び普通徴収の併用徴収
- (5) 給与特別徴収及び普通徴収の併用徴収
- (6) 給与特別徴収
- (7) 普通徴収

	①全体税額			
	②給与に係る税額	③公的年金等に係る税額		④その他の所得に係る税額
		⑤普通徴収分の税額 ⑦仮徴収分の税額	⑥特別徴収分の税額 ⑧本徴収分の税額	
(1)	給与から天引き	納付書または 口座振替 (⑤)	公的年金から 天引き (⑥＝③－⑤)	納付書または 口座振替 (①－②－③)
(2)	給与から天引き	納付書または 口座振替 (⑤)	公的年金から 天引き (⑥＝③－⑤)	給与から天引き (①－②－③)
	給与から天引き (②＋⑤)			納付書または 口座振替 (①－②－③)
	納付書または口座振替 (②＋⑤)			
(3)	給与から天引き	公的年金から天引き (⑦＋⑧)		納付書または 口座振替 (①－②－③)
(4)	給与から天引き	公的年金から天引き (⑦＋⑧)		給与から天引き (①－②－③)
	納付書または 口座振替			納付書または 口座振替 (①－②－③)
(5)	給与から天引き	納付書または口座振替 (①－②)		
(6)	給与から天引き			
(7)	納付書または口座振替			

※⑤～⑧につきましては、前頁と同様の方法で算出されます。

9 年金収入が400万円以下の場合、申告は必要なの？

市

Q

私は、年金受給者です。毎年、所得税の確定申告を行っていましたが、税務署から、「あなたは、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下なので確定申告は不要です。千葉市に申告をしてください」と言われました。

税務署から言われたとおり、千葉市には申告しないといけなのでしょうか。また、申告をする場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。

A

所得税法の改正により、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下の方で、かつ、年金以外に20万円以上の所得がない方は、平成23年分の申告から所得税の確定申告をする必要がなくなりました（ただし、所得税の還付を受ける場合や源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国において支払われる公的年金など）の支給を受ける方は、申告が必要です）。

千葉市への申告は、年金から天引きされている健康保険料等以外の社会保険料を納付書や口座振替で支払った場合や、生命保険料控除・医療費控除などを受ける場合には必要となります（申告をしないと、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などが受けられません）。

申告に必要な書類は、年金の源泉徴収票、支払った保険料の控除証明書、医療費の明細書、マイナンバーカードなどです。詳しくは、市税事務所市民税課にお問い合わせください。

10 住民税から控除される住宅ローン控除があると聞きました

市

Q

私は、所得税の住宅ローン控除を受けているのですが、住民税からも控除される場合があると聞きました。

どのような場合に、どのような手続きをすれば住民税からも控除されるのか教えてください。

A

所得税から住宅ローン控除可能額を引ききれなかった場合には、所得税で引ききれなかった部分について、97,500円（平成26年4月1日以降令和3年12月31日まで（ただし、特別特例取得または特例特別特例取得※に該当する住宅を取得した場合は令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間）に居住を開始し、かつ消費税率8%または10%で住宅を購入した方については、136,500円）を上限として住民税からも住宅ローン控除の適用を受けることができます。

また、年末調整または所得税の確定申告で住宅ローン控除の適用を受けている場合については、申告書などをもとにして、千葉市で控除額を計算しますので、特別な手続きは必要ありません。

なお、控除額の計算など詳細については、39ページをご覧ください。

※特別特例取得とは、消費税率10%の適用のもと、当該住宅の取得に係る契約が次の期間内に締結されているものを言います。

・注文住宅の場合：令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間

・分譲住宅等の場合：令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

特例特別特例取得は、上述に該当し、床面積40㎡以上50㎡未満の住宅を取得し、かつ前年の合計所得が1,000万円未満の場合に適用となります。

11 医療費控除を受けるにはどうしたらいいの？

市

Q

私は、令和6年4月に骨折をして入院しました。一定額以上の医療費を支払った場合に、所得税や住民税の医療費控除が受けられると聞きました。どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A

所得税の確定申告書または住民税の申告書に令和6年分の医療費等を申告することで、控除を受けることができます。「一定額以上の医療費」の「一定額」とは、10万円または総所得金額等の5%のいずれか低い金額です。ちなみに、生計が同じ家族の分の医療費は、まとめて申告をすることができますが、保険金などで補てんされる金額は支払った医療費から差し引きます。

申告の期間や場所については、次のとおりです。

- 申告期間 原則、2月16日～3月15日
- 申告場所 所得税の確定申告：管轄の税務署
住民税の申告：各区役所
- 必要なもの
 - ・昨年の所得が分かるもの（給与や年金の源泉徴収票等）の原本
 - ・マイナンバーカード等
 - ・自分名義の銀行や口座番号の分かるもの（所得税のみ）
 - ・医療費の明細書等（※）

※令和3年度（令和2年分）以降の申告からは、医療費の領収書の添付または提示ではなく、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました（領収書は自宅で5年間保存する必要があります）。

また、一定の項目の記載がある、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細の記入を省略できます。

なお、支払った医療費のうち、保険等により補てんがされた額がある場合は、補てんの対象となった医療費から差し引きをする必要があります。

12 セルフメディケーション税制って何？

市

Q

薬局などで購入した医薬品の金額の合計が1万2千円を超えた場合にも、所得税や住民税で控除を受けられると聞きました。どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A

現行の医療費控除の特例として、一定の取り組み（特定健康診査・予防接種・定期健康診断など）を行う方が、年間1万2千円を超える一定のスイッチOTC医薬品（医師によって処方される医薬品から、薬局で購入できる特定の医薬品に転用されたもの）を購入した場合、購入費の合計額から1万2千円を差し引いた額（最大8万8千円）を所得控除できる特例が、平成30年度（平成29年分）申告から創設されました。「セルフメディケーション税制の明細書」及び「一定の取組をしたことを証明する書類」を添付して申告してください。

13 申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）不適用のお知らせが届きましたが、なぜ？

市

Q

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を寄附先の自治体に提出しました。その後申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）不適用のお知らせが届き、ワンストップ特例が受けられませんでした。どうなのでしょう。

A

ふるさと納税ワンストップ特例は、平成27年4月以降に行われる寄附を対象として、確定申告の不要な給与所得者等が市町村等の自治体に寄附を行う場合に、税申告（確定申告や市への申告）を行わなくても、所得税控除相当額を含め寄附をした翌年度の住民税から税の控除を受けられる仕組みです。

ただし、次のいずれかに該当した方は、ワンストップ特例制度による寄附金税額控除は一切受けられませんので、全ての寄附金について確定申告又は住民税の申告を行う必要があります（千葉市から申告特例不適用のお知らせを送付します）。

- ・ワンストップ特例の申請書を提出した自治体の数が6以上だった方
- ・確定申告書の提出義務がある方
- ・寄附をした年分の確定申告書又は千葉市への申告書を提出した方
- ・ワンストップ特例の申請時に記載した住所と寄附をした翌年1月1日住所地の市町村が異なる方（寄附をした翌年1月10日までに寄附先に手続きをしなかった場合）

14 申告にはマイナンバーが必要なの？

市

Q

平成29年度の申告から、マイナンバーの記載が必要と聞きましたが、どのような書類が必要なのですか。

A

平成29年度の申告から、申告書へのマイナンバーの記載及び本人確認書類の添付または提示が必要となりました。マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、マイナンバーカード1枚で本人確認が可能です。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、下記書類の「①番号確認書類」及び「②本人確認書類」の双方をご用意ください。

①番号確認書類	・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 上記のうち、いずれか1つ	
②本人確認書類	いずれか1点	運転免許証、パスポート、写真付きの身分証明書・社員証・学生証等、身体障害者手帳、在留カード、市から送付された申告書 など
	いずれか2点	被保険者証、資格確認書、年金手帳、写真なしの身分証明書・社員証・学生証等、住民票の写し、源泉徴収票、納税通知書、地方税・国税・公共料金の領収書（領収日が6か月以内のもの）など

固定資産税（土地・家屋）Q&A

市税 お問い合わせ先 57ページ

固定資産税・都市計画税 …（土地・家屋）各市税事務所資産税課土地班・家屋班
（償却資産）東部市税事務所法人課償却資産班

事業所税 …………… 東部市税事務所法人課法人班

国税 お問い合わせ先 59ページ 税務署

県税 お問い合わせ先 60ページ 県税事務所

15 土地や建物などにかかる税金にはどのようなものがあるの？ 国 県 市

土地や建物などにかかる税金には下記のようなものがあります。

取得したとき	県 不動産取得税（取得した場合）	持っているとき	市 固定資産税
	国 相続税（相続した場合）		市 都市計画税
	国 登録免許税（登記する場合）		市 事業所税
	国 印紙税（売買契約書等を作成した場合）		
貸したとき	不動産所得に 国 所得税 県 市 住民税	売ったとき	譲渡所得に 国 所得税 県 市 住民税
	権利金に 国 所得税 県 市 住民税		売買契約書に 国 印紙税

固定資産税 お問い合わせ先 57ページ 各市税事務所資産税課土地班・家屋班

16 年の途中で家や土地を売ったら固定資産税はどうなるの？ 市

Q

私は、昨年12月に家売り、今年1月上旬に移転登記を済ませましたが、令和7年度の固定資産税の納税通知書が私あてに送られてきました。家屋の所有権は既に買主に移転しているので、私には納税の義務はないと思うのですが。

A

令和7年度の固定資産税はあなたに対して課税されます。土地・家屋に係る固定資産税の納税義務者は、地方税法の規定により、原則として、1月1日（これを「賦課期日」といいます）現在、土地・建物の登記簿に所有者として登記されている方となっています。

したがって、ご質問の場合は、令和7年1月1日現在の土地や建物の登記簿には、あなたが所有者として登記されていますので、すでに売却済みの土地や家屋であっても、令和7年度の固定資産税の納税義務者はあなたとなり、令和7年度分の固定資産税を納めていただくことになります。なお、令和8年度以降の固定資産税は、新たな所有者に課税されます。

17 (土地) 評価額が上がっていないのに、なぜ税額は上がっているの？

市

Q

令和7年度の固定資産税の納税通知書が送られてきたので、令和6年度と比べてところ、土地の評価額が上がっていないのに、税額が上がっていました。土地の利用状況は変わっていないので、評価額が上がってなければ、税額も上がらないと思うのですが。

A

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。

地価が下落する中で税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べて現在の課税標準額が低いため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正過程にあるものです。

なお、本来納めるべき水準に達した後は、評価額の下落に応じて税額も下がることとなります。

18 (土地) 家を建替え中の土地の固定資産税はどうなるの？

市

Q

私の家は令和6年11月から建替えを始め、令和7年3月に完成する予定です。令和6年度までの土地の固定資産税については、住宅用地として特例措置が適用されていたようですが、令和7年度については特例措置が適用されるのでしょうか。

A

固定資産税は毎年1月1日(これを「賦課期日」といいます)現在の固定資産の状況により課税される税金ですが、賦課期日において既存の住宅に代わる住宅を建設中の土地については、以下の条件全てを満たす場合は住宅用地として引き続き特例が適用されます。

- 1 対象の土地が、前年度の賦課期日において住宅用地であった。
- 2 対象土地における住宅の建設が令和7年度の賦課期日(令和7年1月1日)までに着手されており、翌年度の賦課期日までに完成するものである。
- 3 住宅の建替えがされる敷地が、建替え前の敷地と同一である。
- 4 令和7年度の賦課期日時点の対象土地の所有者と前年度の賦課期日時点の対象土地の所有者が原則として同一である。
- 5 令和7年度の賦課期日時点の住宅(建替え中のもの)の所有者と前年度の賦課期日時点の住宅の所有者が原則として同一である。

※住宅用地の特例の詳細については44ページ「住宅用地に対する課税標準の特例措置」をご覧ください。

19 (家屋) 取り壊した家でも課税されるの？

市

Q

私は、今年の1月2日に家屋を取り壊しました。私あてに送られてきた令和7年度の固定資産税の納税通知書を見ると、既に取り壊した家屋がまだ課税されているようです。もう取り壊してしまった家屋を課税するのは間違いではないのですか。

A

令和7年度の固定資産税は、この家屋についても課税されます。固定資産税は、地方税法の規定により毎年1月1日（これを「賦課期日」といいます）現在の状況で課税されます。

既に取り壊してしまって、現在は存在していない家屋であっても、賦課期日に存在していた家屋は課税の対象となります。

なお、固定資産税は自動車税等と違って、月割り計算等を行わず、1年間分が課税されます。

20 (家屋) 家のわきの簡易な駐車場は課税されるの？

市

Q

家のわきに、車が雨に濡れないように屋根だけの簡易な駐車場を作ろうと思っているのですが、これに対して固定資産税は課税されるのでしょうか。

A

家屋として固定資産税は課税されません。固定資産税の課税対象となる家屋とは、不動産登記法における建物のことをいいます（原則として①外気分断性、②定着性、③用途性を有していることが登記できる要件となります）。

ご質問のような屋根だけの簡易な駐車場は、登記簿に建物として登記できませんので、固定資産税の課税対象の家屋とはなりません。

21 (家屋) エアコンや床暖房などの設備があると税額は上がるの？

市

Q

エアコンや床暖房などの設備があると、家屋の固定資産税の税額が増えるかと聞きましたが本当ですか。もし本当ならば、他にどんな設備があると税額が増えますか。

A

家屋の固定資産税額が増える場合があります。家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高める設備については、家屋に含めて評価することとなっています。例としては次のようなものがあります。

- ・天井埋め込み式のエアコン（壁に取付けたルームエアコンは対象外）
- ・床暖房
- ・ホームエレベーター
- ・浴室乾燥機

22 (家屋) 住宅にかかる固定資産税の減額措置にはどのようなものがあるの?

市

Q

住宅にかかる固定資産税には減額措置があると聞いたのですが、どのような場合に減額措置を受けることができるのですか。

A

1 新築住宅の固定資産税の減額

新築された住宅やアパート・マンションなどが、次の要件にあてはまる場合は、新築後3年間(地上3階建て以上の準耐火構造住宅及び耐火構造住宅は5年間)、120㎡までの税額が2分の1に減額されます。(下記要件以外にも条件があります。)

(1) 専用住宅や併用住宅であること

※併用住宅は、居住部分の床面積の割合が2分の1以上のもの。

(2) 床面積要件……50㎡(1戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下

認定長期優良住宅について

認定長期優良住宅については、新たに固定資産税が課されることになる年度の初日の属する年の1月31日までに各市税事務所資産税課への申告により、減額期間が5年間(地上3階建て以上の準耐火構造住宅及び耐火構造住宅は7年間)に拡充されます。

2 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前に建てた住宅で、令和8年3月31日までに一定の要件を満たす耐震改修工事を行ったものは、工事完了の翌年度から一定期間120㎡までの税額が2分の1に減額されます。

3 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、令和8年3月31日までに、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行ったものは、工事完了の翌年度に、100㎡までの税額の3分の1が減額されます。

4 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額

平成26年4月1日以前に建てた住宅(賃貸住宅を除く)で、令和8年3月31日までに、現行の省エネ基準に新たに適合する一定の要件を満たす省エネ改修工事を行ったものは、工事完了の翌年度に、120㎡までの税額の3分の1が減額されます。

5 マンション長寿命化に伴う固定資産税の減額

新築された日から20年以上を経過したマンションで、過去に一定の要件を満たした長寿命化工事を実施し、令和9年3月31日までに、屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事の3工事を一体で実施した長寿命化工事を行い、かつマンション管理計画認定等の一定の要件を満たしたもののについては、工事完了の翌年度に、100㎡までの税額の2分の1が減額されます。

※上記2～5については、工事完了後3か月以内に各市税事務所資産税課への申告により減額措置が受けられます。

※各減額の詳細は、千葉市HP「固定資産税(家屋)の減額」(<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zeimu/kazeikanri/koteishisankaokugengaku.html>)をご覧ください。



固定資産税（償却資産）Q&A

固定資産税（償却資産） お問い合わせ先 57ページ 東部市税事務所法人課償却資産班

23 償却資産って何？

市

Q

私は昨年10月に喫茶店を開業しました。私のような事業者は、償却資産についても固定資産税が課税されるようですが、償却資産とは具体的にどのようなものをいうのでしょうか。

A

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業の用に供することができる機械、器具、備品などの有形固定資産を償却資産といいます。

具体例としては次のとおりです。

- 1 門、塀、広告塔などの構築物（家屋として課税されるものは除きます）
- 2 機械及び装置（太陽光発電設備、印刷機械、その他製造設備など）
- 3 車両及び運搬具（自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）が課税されるものは除きます）
- 4 机、椅子、室内装飾品、陳列ケース、電気・ガス機器、医療機器、厨房用品などの器具、備品、工具

このような償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）を記載した申告書を、1月31日までに東部市税事務所法人課償却資産班へ提出していただくことになります。

固定資産税（償却資産） お問い合わせ先 57ページ 東部市税事務所法人課償却資産班

24 持っているものすべてが課税の対象になるの？

市

Q

私は洋裁店を経営しており、店には事業用のミシン9台、自宅には家庭用のミシン1台があります。このような場合、すべてのミシンが固定資産税（償却資産）の課税対象になるのでしょうか。

A

固定資産税の課税対象となる償却資産であるためには、その資産が事業の用に供することができる資産でなければなりません。つまり、事業用資産でないと課税されません。

ご質問の場合には、洋裁店で現在事業の用に供されているミシン9台は課税の対象になりますが、ご自宅のミシン1台は家庭用で事業用資産でないため課税の対象になりません。したがって、洋裁店のミシン9台について、毎年1月31日までに申告していただくことになります。

25 中古で取得した償却資産の耐用年数はどうなるの？

市

Q

私の経営する会社は、別の会社から中古の償却資産を購入しました。このような場合、償却資産の申告に用いる耐用年数欄にはどのように記入すればよいのでしょうか。

A

償却資産の申告にあたっては、種類別明細書に償却資産の耐用年数を必ず記入していただくことになっています。新品の償却資産を取得した場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に記載されている耐用年数(法定耐用年数)を記入していただくことになります。

中古で取得した償却資産については、法定耐用年数を用いることもできますが、中古の償却資産を取得した以後の使用可能期間を見積もって、それを耐用年数(中古耐用年数)とすることも可能です。つまり、いずれかの耐用年数を選択のうえ、耐用年数欄に記入をしていただくことになります。なお、見積もりによる中古耐用年数を選択した場合には、種類別明細書の摘要欄にその旨を記入してください。

26 償却資産の申告書が届きましたが、なぜ？

市

Q

私は千葉市内(中央区及び花見川区)でアパート経営をしています。年末に償却資産に関する申告書が届いたのですが、償却資産の申告書はどのような人に対して送られてくるのでしょうか。また、送られてこない人は申告をしなくてもいいのでしょうか。

A

償却資産の申告書は、千葉市内において既に事業を営んでいるか、新規に開業した法人及び個人に対して送付されます。また、申告書が送られてこなくても、事業用資産をお持ちの法人及び個人は、毎年必ず申告していただくことになります。

千葉市の場合は政令指定都市ですので、1月1日時点で資産が所在する区単位でそれぞれ申告書を作成していただき、1月31日までに申告していただくことになります。

ご質問の場合は、中央区と花見川区にアパートを所有されているので、中央区分の申告書と花見川区分の申告書をそれぞれ作成していただき、東部市税事務所法人課償却資産班へ提出していただくことになっています。

※申告書の書き方については、同封の「償却資産(固定資産税)申告の手引き」をご覧ください。
るか、法人課償却資産班までお問い合わせください。

軽自動車税（種別割）Q&A

軽自動車税（種別割） お問い合わせ先 57ページ 各市税事務所市民税課管理班

27 原動機付自転車（125cc以下）の名義を変更したいのですが？ 市

Q

私はこのたび、友人から中古の原動機付自転車（125cc）を譲ってもらったのですが、名義の変更はどのようにすればよいのでしょうか。なお、この原動機付自転車は稲毛区の自宅に置いていますが、A市の標識（ナンバープレート）がついたままです。

A

原動機付自転車について必要となる申告手続きは、次の表のとおりです。
※この表は原動機付自転車（125cc以下）と小型特殊自動車に関する手続きについて共通です。三輪以上の軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車に関する手続きについては、61ページのお問い合わせ先へご連絡ください。

原 因		持 参 す る も の	申告の種類	申告先
販売店から購入したとき		販売証明書、届出者の本人確認書類（運転免許証等） ※ミニカーの場合には、他に仕様書やカタログ、車両の写真等が必要です。	新 規	各市税事務所市民税課又は市税出張所
市外の人から譲り受けたとき		廃車証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類（運転免許証等）	//	
市 内 の 人 から譲り受けたとき	廃車してある場合	廃車証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類（運転免許証等）	//	
	廃車していない場合	譲渡証明書、標識交付証明書、届出者の本人確認書類（運転免許証等） ※平成22年10月11日以前に交付を受けた標識（ナンバープレート）をつけている場合は、その標識も必要です。	名義変更	
車体を処分するとき 市外に転出したとき 他の人に譲るとき		標識交付証明書、標識（ナンバープレート）、届出者の本人確認書類（運転免許証等）	廃 車	
市内で住所を移転したとき		標識交付証明書、届出者の本人確認書類（運転免許証等） ※平成22年10月11日以前に交付を受けた標識（ナンバープレート）を付けている場合は、その標識も必要です。	住所変更	
市外から住所を移転したとき		廃車証明書、届出者の本人確認書類（運転免許証等）	新 規	

※標識交付証明書または廃車証明書がない場合、車台番号を石ずりして持参してください。

ご質問の場合は、まず、友人にA市役所で廃車申告をしてもらい、その友人から廃車証明書と譲渡証明書を受け取ったうえで、市税事務所または市税出張所で新規に申告をしていただくことになります。

申告後に、千葉市の新しい標識（ナンバープレート）を交付します。

28 年度の途中で廃車した場合、納付済みの税金はどうなるの？

市

Q

私は、軽自動車税(種別割)を5月に納めましたが、6月に軽自動車(四輪乗用・自家用)を廃車しました。年度の途中で廃車したので、税金の一部を返金してもらえるのでしょうか。

A

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在で、原動機付自転車、二輪及び三輪以上の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます(月割りで税額計算をする制度はありません)。したがって、4月2日以降に譲渡や廃車をしても、4月1日現在に所有していたのであれば、軽自動車税(種別割)は年額を納めていただくことになります。また、4月2日以降に取得した方については、翌年度から軽自動車税(種別割)を納めていただくことになります。

あなたの場合には、6月に廃車したとのことなので、軽自動車税(種別割)がかからなくなるのは翌年度からとなります。

29 なくなってしまった原動機付自転車の税金はどうなるの？

市

Q

原動機付自転車が、古くなり、故障しがちだったので、裏庭に放っておいたところ、いつの間にかなくなってしまいました。その後も軽自動車税(種別割)の通知が来るたびに毎年納めていましたが、既になくなっていないのに税金を納め続けるのはおかしいと思うので、来年度から税金を止めてもらえないでしょうか。

A

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。原動機付自転車を新しく購入したとき、譲り受けたとき、廃車したとき、譲ったときなどには、市税事務所市民税課または市税出張所に申告をしなければならないことになっています。その申告をもとにして課税をしたり、あるいは課税を中止したりしますので、原動機付自転車がなくなってしまったのであれば、届出者の本人確認書類(運転免許証等)を持参のうえ、市税事務所市民税課又は市税出張所で事情を説明し、必要な手続きをしてください。

軽自動車などの廃車・名義変更・住所変更などの手続きをお忘れなく

軽自動車などの廃車・名義変更・住所変更などの手続きを忘れたことにより、納税が不要な方に納税通知書が送付されてしまったり、逆に納税が必要な方に納税通知書が届かなかったりすることが多くあります。

このようなトラブルを防止するため、軽自動車などを購入・譲渡・廃車するときや住所を変更をするときは、できるだけ本人が直接手続きをするようにし、他の人に依頼した場合には、必ず確認をするようにしてください。

30 軽自動車税(種別割)が変わったと聞きました

市

Q

軽自動車税(種別割)が変わったと聞きましたが、どのように変わったのでしょうか。

A

税制改正において、軽自動車税(種別割)の見直しが行われ、次のとおり改正されました。

1 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の改正内容

- (1) 平成27年4月1日以降に新規取得された新車について、税率が引き上げられました。
- (2) 平成28年度分から、新規取得から13年を経過した軽自動車について経年車重課を適用します。(既存車・新規車を問いません)
- (3) 令和6年度中に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、燃費性能等に応じたグリーン化特例(軽課)を令和7年度に適用いたします。取得の翌年度のみ税率が軽減されます。

2 原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車等の改正内容

平成28年度分から、税率が引き上げられました。

※改正後の税率は50ページ「軽自動車税(種別割)」の「3 税率」をご覧ください。

31 軽自動車税(種別割)と、軽自動車税の違いは?

市

Q

軽自動車税の名前が変わったそうですが、手続き等に変更はあるのでしょうか。

A

軽自動車税は、税制改正により令和元年10月1日から三輪以上の軽自動車に軽自動車税(環境性能割)が導入されたため、従来の軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変更され、令和2年度の課税より適用されています。

なお、この変更に伴う税額や手続きに変更はありません。

32 どのような証明を交付してもらえるの？

市

Q

市税に関する証明にはどのようなものがありますか。また、証明をとるにはいくらかかるのですか。

A

主なものは次の表のとおりです。

証明の種類		内 容	取扱窓口	手数料
1	市・県民税所得証明	納税義務者の1月1日から12月31日までの所得金額と、それにかかる市・県民税課税額等を証明します。	・市税事務所 ・市民税課 ・市税出張所 ・市民センター ・市民総合窓口課 ・コンビニ交付(注)	1課税年度 1枚300円 1枚250円
2	納税証明	納付すべき税額、納付済税額、未納税額等を納税義務者ごと、税目ごとに証明します。	・市税事務所 ・市民税課 ・市税出張所 ・市民センター	1税目・1課税年度 1課税区 1枚300円
3	軽自動車税(種別割)納税証明(継続検査用)	軽自動車税(種別割)の滞納がないことを証明します。車検の申請をする際に使用します。		無 料
4	固定資産税関係証明	1月1日(賦課期日)現在の土地・家屋・償却資産の評価額、課税標準額、固定資産税額等を納税義務者ごとに証明します。		1課税年度 1課税区 1枚300円
5	固定資産課税台帳の閲覧	土地・家屋課税台帳を閲覧することにより、自己資産の評価額等を確認することができます。		1課税年度 1課税区 1件300円
6	住宅用家屋証明	住宅用家屋を新築又は取得した場合に、一定の要件に該当すれば、所有権保存登記、所有権移転登記、抵当権設定登記を申請する際に納める登録免許税が軽減されますが、その要件を満たす家屋であることを証明します。	・市税事務所 ・市民税課 ・市税出張所	1枚 1,300円
7	地図の閲覧	公図の副本を閲覧することができます。	・物件が所在する区を管轄する市税事務所	1物件 300円

注 コンビニ交付サービスについての詳細は、千葉市HP「住民票・印鑑証明等のコンビニ交付サービスについて」(<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kusei/konbini.html>)をご覧ください。



33 証明は誰でもとれるの？

市

Q

市税に関する証明の交付や固定資産課税台帳の閲覧は、どのような人が請求できるのですか。

A

個人のプライバシー保護のため、原則として次の方に限られます（地図の閲覧はどなたでもできます）。

- 1 本人
- 2 本人と生計を一にする同居の家族（委任状や住民票の写しが必要な場合や、依頼したかどうかを本人に電話で確認する場合があります）
- 3 本人から委任を受けた方（委任状が必要です）
- 4 法人の場合は、代表者本人、法人の従業員、または法人から委任を受けた代理人（代表者印が押印された委任状が必要です）
- 5 借地人及び借家人（固定資産税関係証明の交付と固定資産課税台帳の閲覧に限りです）

34 郵送でも申請できるの？

市

Q

市税に関する証明をとりたいのですが、窓口に行けない場合はどうすればいいのですか。

A

遠隔地にいるなどの理由により市税事務所等の窓口に来られない方は、郵送で申請することができます。次の書類等を同封のうえ、下記千葉市税務事務センターあてに郵送してください。

送付先 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所内 千葉市税務事務センター

電話 043-245-5109（直通）※電話受付時間9時00分～17時30分

- 1 税務証明交付申請書（市税のホームページから印刷できます。印刷ができない場合は、下記の内容を便箋等にもれなく記入してください）
 - (1) 納税義務者（本人）の氏名、生年月日
 - (2) 納税義務者との関係
 - (3) 現在の住所（転居している場合は、前住所も記入してください）
 - (4) 必要な証明書の種類、年度、通数、証明書の使用目的
 - (5) 証明が必要となる土地家屋の所在地番、家屋番号（固定資産税関係証明を請求する場合）
 - (6) 連絡先電話番号（昼間連絡できる番号）
 - 2 本人確認書類の写し（納税通知書の送付先住所に郵送する場合は不要です）
 - 3 手数料（定額小為替を同封してください。また定額小為替には何も記入しないでください）
 - 4 返信用封筒（切手を貼り、申請者の住所と氏名を記入してください）
- ※詳しくは千葉市税務事務センターにお問い合わせください。

35 証明をとるには何が必要なの？

市

Q

市税に関する証明の交付を申請する際に必要なものを教えてください。

A

次の表のとおりです。

窓口に来られる方		必要なもの
個人の場合	納税義務者 本人	・本人確認ができる書類（注1） ・証明手数料
	代理人	・代理人に係る本人確認ができる書類（注1） ・委任状（注2）、承諾書又は代理人選任届など ・証明手数料
法人の場合	法人の代表者	・本人確認ができる書類（注1） ・代表者の資格を証する書面（代表者事項証明書等） ・証明手数料
	法人の従業員	・従業員に係る本人確認ができる書類（注1） ・法人の従業員証 ・証明手数料
	代理人	・代理人に係る本人確認ができる書類（注1） ・法人の代表者印が押印された委任状（注2） ・証明手数料

注1 本人確認ができる書類

窓口に来られる方の本人確認ができる書類のうち、次のいずれかの組み合わせでの提示が必要です。

官公署が発行した書類	①	顔写真付き	・個人番号カード ・運転免許証 など	→	①から1種類
	②	顔写真なし	・健康保険の被保険者証（資格確認書） ・国民年金手帳 など	→	②から2種類
その他の本人名義の書類	③	・法人が発行した本人確認書類（顔写真付き） ・金融機関のキャッシュカードなど		→	②と③からそれぞれ1種類

※③から2種類は不可

注2 委任状

代理人が申請する場合は、次の事項を明記した委任状の提出が必要です。

- 1 委任者（納税義務者）の住所、氏名（署名または記名押印）
※法人が委任者となる場合は代表者印の押印が必要です。
- 2 代理人の住所及び氏名
- 3 必要とする証明の種類、年度、通数

納税 Q&A

納税 お問い合わせ先 57ページ 千葉市税務事務センター

36 口座振替の申込みをしたら、いつから引落としになるの？

市

Q

納税通知書が届きました。口座振替の申込書が同封されていたので早速申込みをしようと思いますが、第1期からの口座振替はできるのでしょうか。

A

第1期分からの口座振替はできません。第1期分はお送りしている納付書で、納期限内に金融機関窓口などでお納めください。また、第2期以降の口座振替をご希望の場合は、下表の申込期限までにお申し込みください。

なお、口座振替が開始となる場合は、納期限（振替日）の概ね7日前までに、「口座振替開始のお知らせ」を発送しますので、ご確認ください。

※申込方法については、巻末の内容をご確認ください。

申込期限と振替日

税目 期別	市民税・県民税・ 森林環境税（普通徴収）		固定資産税・都市計画税		軽自動車税（種別割）	
			固定資産税（償却資産）			
	申込期限	振替日	申込期限	振替日	申込期限	振替日
第2期	7月4日	8月末日	6月5日	7月末日	3月10日 ※令和8年度分	5月末日
第3期	9月3日	10月末日	10月29日	12月25日		
第4期	12月1日	1月末日	12月25日	2月末日		
次年度 第1期	3月31日	6月末日	1月31日	4月末日		

※振替日が土、日または祝日にあたる場合は、翌営業日に振り替えます。

※Web口座振替受付サービスは申込期限が異なりますので、ホームページをご確認ください。（このQRコードからもアクセスできます。）



納税 お問い合わせ先 57ページ 千葉市税務事務センター

37 昨年度まで口座振替だったのに納付書が届きましたが、なぜ？

市

Q

昨年度までの固定資産税は口座から引き落とされていましたが、今年度の納税通知書には納付書が入っていました。なぜでしょうか。

A

固定資産税で、①相続などで納税義務者が変更された場合や、②共有物件で共有者の構成員を変更された場合は新たな年度に口座振替が引き継がれません。

また、市・県民税・森林環境税（普通徴収）や固定資産税で、振替口座の残高不足などにより、昨年度4期連続して振替ができなかった場合も、口座振替が引き継がれません。

このような場合は、お手数をおかけしますが再度お申し込みください。

38 インターネットやスマホで税金を納めることはできるの？

市

Q

固定資産税を納付しようと思いますが、銀行の窓口に行くことができません。インターネットやスマホでも支払いができますか。

A

市税のうち固定資産税・市県民税及び森林環境税（普通徴収）・軽自動車税（種別割）は、インターネットやスマホで支払う方法があります。

1 ペイジー

Pay-easy（ペイジー）マークの付いている納付書の場合、パソコンなどでインターネットバンキングを利用して納付することができます。利用できる金融機関は【市税の納付場所（64ページ）】をご覧ください。

★ご利用方法

- (1) ご利用のインターネットバンキングにログイン
- (2) 「税金の支払い（ペイジー）」のメニューを選択
※金融機関によりメニューの名称は異なります。
- (3) 画面上の指示に従い、①収納機関番号 ②納付番号 ③確認番号 ④納付区分を入力
- (4) 納付する税目と期別・金額を確認
- (5) 支払の完了をクリック（通帳には「PE チバシ」と表示されます）

2 地方税お支払サイトを利用した納付

eLマークがついた納付書では、「地方税お支払サイト」でクレジットカードやインターネットバンキングで納付できます。



- ・クレジットカードで納付する場合は、別途システム利用料が必要です。システム利用料は、納付額10,000円まで37円（税抜）、以後納付額10,000円ごとに75円（税抜）です。
- ・詳細は地方税お支払サイトをご確認ください。
(このQRコードからもアクセスできます。)



地方税お支払サイト

検索

3 スマホ決済アプリ

QRコードが付いている納付書の場合、スマホ決済アプリを利用して、いつでもご自宅などで納付することができます。

- ※ 利用できるアプリは、上記地方税お支払サイトでご確認ください。
- ※ インターネットやスマホで納付した場合、領収証書は発行されません。
- ※ 至急納税証明書が必要な方は、金融機関窓口やコンビニエンスストアなどで納付し、領収証書を証明書窓口にお持ちください。（クレジットカードやスマホで納付した場合、証明発行窓口で納付確認できるまでには、3週間～5週間程度かかります。）

39 税金を納め過ぎた場合、どうなるの？

市

Q

固定資産税を二重に納付してしまいました。返金してもらえますか。

A

市税を二重に納めた場合、または確定申告等により納付後に税額が減額になった場合は、納め過ぎになった市税（過誤納金）を還付します。

ただし、納期限を過ぎて未納となっている市税や延滞金がある場合は、そちらに充当した後、差額を還付します。

納め過ぎの税額が生じたときは、「過誤納金還付（充当）通知書」で還付金額と受取りの手続き方法をお知らせいたします。

40 生活保護を受けていたり、災害にあったりしても税金は納めなければならないの？

市

Q

今年の2月から病気で働けなくなり、生活保護を受けています。去年は働いていたため、今年度の市・県民税の納税通知書が届きましたが、生活が苦しく、納める余裕がありません。どうしたらいいのでしょうか。

A

生活保護のような公的扶助を受けている方に対しては、市税を減免する制度があります。

減免を受けることができる税目と主な要件は、次の表のとおりです。詳しくは、各市税事務所の税目担当課にお問い合わせください。

税 目	主 な 要 件
個人市・県民税 ※所得制限あり	災害により、納税義務者等が所有する住宅や家財が被災した場合や、納税義務者が死亡または障害者となった場合
	生活困窮による公私の扶助や生活保護を受けている場合
	所得が前年に比べて半分以下になった場合
	勤労学生の場合
固定資産税 都市計画税	災害により、所有する固定資産が被災した場合
	生活困窮による公私の扶助や生活保護を受けている場合
	固定資産を、町内会の集会所、防火水槽用地などとして利用している場合
軽自動車税 (種別割)	災害により、所有する軽自動車等が損傷した場合
	生活保護を受けている者が所有し、かつ、自ら使用している場合
	身体障害者等または身体障害者等と生計を一にする親族の方等が所有し、かつ、身体障害者等のために使用している場合
	身体障害者等が利用しやすいように、軽自動車が特別の仕様・構造になっている場合

41 事情で今は税金が払えません。納付を待ってもらえますか？ 市

Q

家族が病気で多額の出費が続いたため、市税を納期限までに納めることができません。しばらく待ってもらえないでしょうか。

A

納税者本人や家族が病気やけがをしたことにより、多額の出費が必要となったときや、盗難にあったときなど、特別な事情により市税の納付が困難となった場合は、個々の事情を十分にお聞きし、納付の期日を延ばす徴収猶予（原則として1年以内）など、納税を猶予する制度があります。

納期限までに市税を納められない事情がある方は、必ず各市税事務所納税第一課・第二課までご相談ください。

42 税金を納めないとどうなるの？ 市

Q

事情があって市税を納期限までに納めていません。このまま納めないでいると、財産を差し押さえられると聞いたのですが本当でしょうか。

A

定められた納期限までに税金を納めないことを滞納といいます。滞納になると市では督促状や催告書をお送りして納付のお願いをしますが、それでも納付や納付相談がない場合は、税負担の公平を保つため、法律に基づいて財産（預貯金、給料、不動産、動産、自動車など）を差し押さえ、取立てや公売などの手続きを行うこととなります。

43 市税に関する延滞金について知りたいのですが 市

Q

納期限を過ぎてから市税を納めると、延滞金がかかる場合があると聞きました。延滞金の割合を教えてください。

A

市税を滞納すると、納期限内に納めた人との公平を保つため、本来納めるべき税額のほかに延滞金を納付していただくことになります。

地方税法等の改正に伴い、延滞金の割合は平成26年1月1日以後引き下げられています。詳しくは、各市税事務所納税第一課・第二課にお問い合わせください。

【延滞金の割合】

期 間	納期限の翌日から 1か月以内	納期限の翌日から 1か月を超えた日以後
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	2.4%	8.7%

（注）令和8年以後の延滞金の割合は、令和7年11月の告示により決定します。

その他 Q&A

不服申立て お問い合わせ先 57ページ 各市税事務所担当課

44 不服申立てをするにはどうしたらいいの？

市

Q

市税の賦課決定処分（課税）や滞納処分（財産等の差押えなど）などについて納得ができない場合、不服申立てをすることができると聞いたのですが、不服申立てにはどのような手続きが必要なのですか。

A

市税の賦課決定処分や滞納処分に不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができます。審査請求書を1通作成し、市税事務所に提出してください。

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。審査申出書を正・副各1通作成し、市税事務所に提出してください。

不服申立てができる期間や書面の提出先については、次のとおりです。

区 分		不服申立てができる期間	審査請求書又は 審査申出書の提出先
審 査 請 求	賦課決定	賦課決定の通知（納税通知書等）を受け取った日の翌日から起算して3か月以内	各市税事務所 税目担当課
	督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内。ただし、督促の後に差押えがあった場合は、差押えに係る通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内	各市税事務所 納税第一課・第二課 ※市・県民税（特別徴収分）に係る督促については西部市税事務所市民税課
	差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内 ※ただし、地方税法で定める審査請求期間の特例により、期限が早まることがあります	各市税事務所 納税第一課・第二課
審査の申出		固定資産税の納税通知書等を受け取った日の翌日から起算して3か月以内	①土地・家屋 …各市税事務所 資産税課 ②償却資産 …東部市税事務所 法人課

45 インターネットで市税の申告はできるの？

市

Q

国税については、インターネットで申告できる制度があると聞いたことがありますが、市税についても電子申告はできるのでしょうか。また、電子申告ができるのであれば、手続きについても教えてください。

A

千葉市では、地方税電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」（エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>）を利用して、以下のとおり電子申告をすることができます。

- 1 電子申告ができる税目
個人住民税（給与支払報告書・特別徴収関連）、法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税、市たばこ税、入湯税
- 2 利用時間 8:30～24:00
（土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。
なお、毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。）
- 3 手続きの流れ
 - (1)電子証明書を取得します。
 - (2)利用届出を行います。
 - (3)手続き完了通知を受け取ります。
 - (4)eLTAX対応ソフトウェアを取得します。
 - (5)申告データを準備します。
 - (6)申告データを作成します。
 - (7)申告データを送信します。
 - (8)受付結果を確認します。

46 なぜ消費税率が上がったの？

国

Q

令和元年10月に消費税率が引き上げられましたが、どうしてですか。

A

少子高齢化が進む中で、社会保障に必要な費用が年々増大していることから、その費用を全世代から幅広く負担してもらうために、消費税率が引き上げられました。

47 森林環境税がはじまったと聞きました

国

Q

令和6年度から森林環境税の課税がはじまりましたが、どうしてですか。また、森林環境税は何に使われるのですか。

A

森林環境税は、森林整備などに必要な財源を確保するために創設された国税であり、住民税の均等割と併せて課税されます。納められた森林環境税は自治体に配分され、森林整備などに使われます。使い道の詳細は、千葉市ホームページでご確認ください。

